

大和市告示第64号

大和市自動化セミナー等受講支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市自動化セミナー等受講支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の企業の生産性向上、競争力強化及び強固なものづくり基盤の構築を図るために、市内の事業者又は個人事業主（以下「事業者等」という。）において産業用ロボットの導入等による作業工程の自動化等に関するセミナー、研修会、講習会等（以下「セミナー等」という。）を受講する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、次条に規定する補助対象者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれにも該当するセミナー等をその従業員に受講させ、又は本人が受講する事業とする。

- (1) 当該年度に開催されるもので、補助対象者以外の者が開催するものであること。
- (2) 主に製造業の生産技術部門、生産企画部門、管理部門等の従事者を対象とし、製造ライン等の自動化の推進又は検討を目的とするものであること。
- (3) 補助対象者が、その従業員又は本人のセミナー等の受講に係る経費を負担するものであること。
- (4) 補助対象者がこの要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体又は公共的団体の補助金を受けて従業員又は本人を参加させるものでないこと。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる者
- (2) 本市の市税等に滞納がない者（ただし、滞納があっても既に分割等で納付を行い、又は分割納付誓約書を提出している者を除く。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、当該セミナー等の主催者に支払う受講費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、セミナー等1回につき30,000円を限度とする。この場合において、1回に受講させる人数は問わないものとする。

2 補助金の交付は、当該年度内において1補助対象者当たりセミナー等2回までとする。

(申請手続)

第6条 申請者は、規則第4条の補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業内容を記載した書類
- (2) 見積書の写しその他の補助対象経費が確認できる書類
- (3) 登記簿謄本その他の市内で1年以上継続して事業を営んでいることを証する書類
- (4) 直近の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して適否を決定し、その結果を補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の計画変更)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた後に補助事業の計画内容を変更しようとするときは、規則第8条第1項の補助事業計画変更申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(事業実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の補助事業実績報告書に領収書の写しその他の補助対象経費の支払を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。